

川崎市こども未来局児童福祉施設等指導監査実施要綱

平成 29 年 4 月 27 日

29 川こ監第 86 号

【こども未来局長専決】

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市こども未来局所管の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「こども園法」という。）及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 20 条に基づく指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童福祉施設 法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童家庭支援センターに限る。）
- (2) 家庭的保育事業等 法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業
- (3) 幼保連携型認定こども園 こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
- (4) 児童福祉法施行事務 社会福祉法第 20 条に規定する法の施行に関しその所部の職員が行う事務
- (5) 福祉事務所 川崎市福祉事務所条例（昭和 26 年川崎市条例第 50 号）第 1 条の規定により設置する福祉事務所
- (6) 児童相談所 川崎市児童相談所条例（昭和 46 年川崎市条例第 70 号）第 1 条の規定により設置する児童相談所
- (7) 児童福祉法施行事務の実施機関 保育・幼児教育部幼児教育担当、保育対策課、保育第 1 課及び保育第 2 課、児童家庭支援・虐待対策室、福祉事務所並びに児童相談所
- (8) 公立保育園 川崎市保育園条例（昭和 28 年川崎市条例第 32 号）第 2 条の規定により設置する保育園
- (9) 民間保育園 法第 35 条第 4 項の規定により設置する保育所
- (10) 乳児等通園支援事業 法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業
(実施方針等)

第 3 条 指導監査は、別表第 1 に掲げる対象施設等（以下「対象施設等」という。）の区分に応じた根拠法令その他関係法令等に基づき、当該対象施設等の運営状況について調査又は検査を実施し、必要な助言及び指導を行うことにより、適正な運営と利用者保護に寄与し、本市における福祉サービスの向上を図ることを目的として実施する。

2 指導監査は、対象施設等に関する国の通知、これまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

3 こども未来局長は、指導監査を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。

(1) 指導監査における重点事項

(2) 年間指導監査実施計画

(実施体制)

第4条 指導監査の実施に当たっては、こども未来局総務部監査担当の2名以上の職員により監査班を編成し、班長は、原則として係長級以上の職員をもって充てるものとする。ただし、乳児等通園支援事業の指導監査については、他の対象施設等の指導監査等と同じ日に実施する場合はこの限りではない。

2 指導監査は、必要に応じて対象施設等の所管課等の職員の協力を得て実施する。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査に区分する。

(一般指導監査の時期)

第6条 一般指導監査は、第3条第3項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実地において実施する。

2 福祉事務所及び児童相談所を対象とする一般指導監査は、2年に1回の実施とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、対象施設等の運営等に問題が生じた場合又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、一般指導監査を随時実施することができる。

(一般指導監査の項目及び基準)

第7条 一般指導監査は、別表第2に掲げる項目について実施する。

2 一般指導監査における公平性を確保するため、こども未来局長は、監査の主眼事項、着眼点、評価区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(一般指導監査の方法)

第8条 市は、一般指導監査の実施に当たっては、事前に日時、場所、指導監査担当者等を対象施設等の代表者に文書で通知する。

2 市は、一般指導監査を効率的に実施するため、対象施設等に対し事前に資料の提出を求めることができる。

3 指導監査担当者は、一般指導監査を行った場合は、実施場所等において、対象施設等の代表者に対しその指導監査結果の講評を行う。

(特別指導監査)

第9条 特別指導監査は、必要に応じて、特定の事項について重点的に実施するものとし、対象施設等が正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指示事項の改善が認められない状況が継続した場合、対象施設等の運営に重大な問題がある場合等において、問題等の内容に応じ実地において行う。

2 特別指導監査は、事前の通知なく実施できるものとし、実施方法等については、指導監査内容等に応じて策定するものとする。

(指導監査結果の通知等)

第10条 市は、次の各号に掲げる区分にしたがって、指導監査の結果を対象施設等の代表者に文書で通知する。

(1) 法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（次号に定める場合を除く。）がある場合、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求めるとともに、本市のホームページに掲載する。

(2) 法令等に対する違反であっても軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、対象施設等の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。

2 こども未来局長は、当該年度の監査結果について指導監査実施結果報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページに掲載する。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 10 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係） 対象施設等及び根拠法令

対象施設等	根拠法令
児童福祉施設	法第 46 条
幼保連携型認定こども園	こども園法第 19 条
家庭的保育事業等	法第 34 条の 17
児童福祉法施行事務の実施機関	社会福祉法第 20 条
乳児等通園支援事業	法第 34 条の 17

別表第 2（第 7 条関係） 一般指導監査項目

対 象	項 目
児童福祉施設及び家庭的保育事業等	(1) 施設（建物・設備） (2) 諸規程 (3) 職員 (4) 利用者処遇 (5) 苦情対応 (6) 防災対策 (7) 関係機関及び地域との連携 (8) 会計経理

	<p>(9) 予算の編成・執行 (10) 決算 (11) その他</p> <p>ただし、幼保連携型認定こども園であつて、前年度の公認会計士又は監査法人の監査において軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、外部監査報告書の提出をもって(8)の項目に係る監査資料の代替とすることができる。</p>
保育・幼児教育部幼児教育担当、保育対策課、保育第1課及び保育第2課	<p>(1) 要保育児童の把握状況 (2) 保育の実施事務処理状況 (3) 施設型給付費等の事務処理状況 (4) その他</p>
児童家庭支援・虐待対策室	<p>(1) 要保護児童の把握状況 (2) 入所施設措置費の事務処理状況 (3) その他</p>
福祉事務所	<p>(1) 法第22条に基づく助産施設への入所措置事務 (2) 法第23条に基づく母子生活支援施設への入所措置事務 (3) 法第24条第3項に基づく保育所、こども園法第2条第6項に規定する認定こども園又は家庭的保育事業等への利用調整事務 (4) 法第56条に基づく費用の徴収事務 (5) その他</p>
児童相談所	<p>(1) 法第12条第2項に基づく業務 (2) 法第27条第1項第3号に基づく事務 (3) 法第56条に基づく費用の徴収事務 (4) その他</p>